

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、国民健康保険給付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

平成30年8月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険給付事務
②事務の概要	<p>国民健康保険被保険者に対して給付等を行う事務。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証又は特別療養証明書等を発行する。</p> <p>②保険給付や付加給付の支給を行う。</p> <p>③一部負担金減免や給付一時差し止めの申請受理審査。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①各種認定証等の区分判定に必要な地方税関係情報等の照会。</p> <p>②保険給付や付加給付に必要な医療保険給付関係情報の照会及び提供。</p> <p>※国民健康保険給付事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。</p> <p>中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	国民健康保険、高額療養費、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1.番号法第19条 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長、医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。(42、43の項)</p> <p>2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(主務省令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>※別表第二の30の項については、主務省令未公布。</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠)</p> <p>第25条、第25条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活部 住民課
②所属長の役職名	住民課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 TEL092-408-3359
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 TEL092-408-3359

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条 ※別表第二の30,33,39,58の項については、主務省令未公布。  (主務省令における情報照会の根拠) 第25条 ※別表第二の43の項については、主務省令未公布。	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条 ※別表第二の30の項については、主務省令未公布。  (主務省令における情報照会の根拠) 第25条、第25条の2	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署 ② 所属長	健康福祉部 国保年金健康課 国保年金健康課長 石橋 小百合	住民生活部 住民課 住民課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I -7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 住民課 Tel:092-408-3359	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel:092-408-3359	事前	
平成30年10月1日	I -8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 住民課 Tel:092-408-3359	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel:092-408-3359	事前	